

(健Ⅱ259F)

令和2年2月10日

都道府県医師会
都市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について

新型コロナウイルス感染症については、令和2年2月1日より、「指定感染症」(2類感染症相当)等に位置付けられ、同症の患者及び疑似症患者については、原則、感染症指定医療機関における感染症病床に入院させなければならないこととされているところです。

一方で、現在、神奈川県横浜市に寄港しているクルーズ船において、同感染症患者等の発生が一時的に多数報告されていること等を踏まえ、今般、同感染症患者等の搬送先の医療機関の確保に関して、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)あて別添の依頼がなされ、本会に対しても周知方依頼がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。あわせて、今般の対応に関する医療法上の取扱い、院内感染対策等についても、同省より別添の事務連絡がなされております。

今般の対応は、上記を踏まえ、感染症法第19条第1項のただし書きに基づく対応(感染症指定医療機関における感染症病床以外への入院又は同医療機関以外の医療機関への入院)について、暫定的に依頼を行うものであり、医療機関への搬送にあたっては、以下の点に留意することとされております。

1. 基本的には感染症指定医療機関に搬送すること(ただし、感染症病床に入院させる必要はないこと)
2. 同感染症患者を搬送する医療機関において、下記の点が確保されていること
 - (1) 個室に入院させることが望ましいが、同感染症の診断が確定している患者においては、同一の病室で治療することも差し支えないこと
 - (2) トイレについて、他の患者等と共同使用ではないこと
 - (3) 厚生労働省が示す感染症指定医療機関の基準等を参考に、適切に病床を確保すること

なお、今般の取扱いは、各都道府県等が医療機関に対して事前に体制及び搬送が可能か否か等を確認し、了承を得た上で搬送するものでありますことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※厚生労働省文書は文書管理システム及び本会HPに掲載いたします。